

# ネオ・フリーコール 契約約款

株式会社コスト削減グループ

改定履歴

年月	内容
平成 28 年 5 月 26 日	新約款原案作成
平成 28 年 11 月 9 日	第 14 条 契約時確認事項表記
	第 14 条 4・5 追加
	第 42 条 2 請求書発行手数料表記
	第 42-2 条 請求書の発行時期と支払期限表記
	第 51 条 2 個人情報保護方針 URL 変更
	料金表 5 ユニバーサルサービス料変更
	料金表 6 請求書発行手数料表記
平成 28 年 12 月 8 日	第 20 条 契約者が行う契約の解除変更
	第 39 条 ユニバーサルサービス料表記変更
	料金表 5 削除
平成 29 年 1 月 17 日	第 58 条 準拠法および裁判管轄追加
平成 29 年 8 月 9 日	第 21 条(連帯保証契約)追加 以降条数繰り下げ
	第 22 条(当社が行う契約の解除)第 4 項～6 項追加以降項数繰り下げ
	第 42 条(消費税の算出方法)変更
	第 54 条(信用情報の利用)追加 以降条数繰り下げ
	第 60 条(反社会的勢力の排除)追加 以降条数繰り下げ
平成 29 年 8 月 29 日	第 44 条(請求書の発行と請求時期)第 2 項追加
	料金表 7 追加

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このネオ・フリーコール契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりネオ・フリーコール(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます)を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注)当社は、本サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (当社からの通知)

第3条 当社から契約者への通知は、本約款に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付やホームページ上の一般掲示、その他弊社が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知は、電子メールの送付による場合は、弊社が契約者指定の電子メールアドレス宛に電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの所属するメールサーバに到達した時点で、ホームページ上の掲示による場合は、ホームページ上にアップロードし一般的に閲覧可能となった時点で、その効力を生じるものとします。

3 ホームページ上の掲示場所は下記の URL、あるいはそれらのページから1階層目のリンクページ上とし、新しい日付のものを優先するものとします。

・ネオ・フリーコールホームページ:<https://www.neo-fcall.jp/>

4 契約者は、随時電子メールの受信あるいは当社ホームページの閲覧を行う等により、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。ここで言う確認とは、電子メール若しくは掲示を画面上に表示する等により、内容を熟読する作業を指します。

## 第2章 サービス

### (インフラ・番号管理提供)

第4条 本サービスのインフラ及び番号は、KDDI 株式会社より管理提供されます。

2 KDDI 株式会社との契約名義は、当社が指定する名義人名義となり、番号は当社が指定する名義人より貸与されたものとなります。

### (名称・区分)

第5条 本サービスでは、以下のプランを提供します。

・ネオ・フリーコール S(エス)

・ネオ・フリーコール DX(デラックス)

### (提供地域・提供可能回線)

第6条 本サービスは、当社が定める提供地域に限り提供するものとします。

2 本サービスは、契約者が用意した一般固定電話回線を着信先とします。

### 第3章 ネオ・フリーコール S(エス)、ネオ・フリーコール DX(デラックス)共通サービス

#### (サービスの定義)

第7条 本サービスは、通話料金着信者払いサービスです。

2 本サービスは、0120 から始まる 10 桁の番号または 0800 から始まる11桁の番号、0077(DX タイプのみ)から始まる 9 桁～10 桁の番号にて提供するサービスです。

3 本サービスは、国際電話からは着信できません。

4 本サービスで着信できるのは、発信先接続対象サービス一覧(別紙 1)に掲載されているサービスになります。

#### (ロゴマーク使用)

第8条 本サービス利用時は、インフラ提供会社 KDDI 株式会社が提供するロゴマークが利用できます。

#### (番号案内・電話帳)

第9条 本サービスではタウンページおよびハローページへの掲載が可能です。ただし、地方版などについては発行元にお問合せください。

(注)サイネックス社発行の“テレパル 50”には掲載できません。

2 104 番号案内と電話帳(ハローページ/タウンページ/タウン&ハローページ)への番号掲載を本サービスでも継続利用される、もしくは新規に利用される場合は、当社へのお申し込みが必要となります。ご掲載にあたっては各地の NTT 番号情報会社のコンサルティング担当より確認の電話が入りますのであらかじめご了承ください。

3 本サービス開通後も継続してタウンページやハローページに広告を掲載することができます。掲載内容についてはタウンページセンター(連絡先:0120-506-309)へお問合せください。

### 第4章 ネオ・フリーコール DX(デラックス)のサービス

#### (複数番号順次着信)

第10条 本サービスでは、着信用回線として複数の電話番号選択、順次着信が可能です。

#### (トラフィックデータ照会)

第11条 本サービスでは、呼数・集中度・通話時間などのトラフィックデータの参照が可能です。

### 第5章 利用環境等

#### (利用環境等)

第12条 本サービスは、着信用回線として一般固定電話回線(NTT 東西並びに各通信事業者の提供する一般固定電話回線、当社 IP 通信サービス「ネオ・ビジネスライン」)が必要です。ただし、別紙 2(着信用回線として設定可能な事業者・回線サービス)に記載のない事業者の特定の電話回線プラン、一部の通信事業者では着信用回線として選択できない場合があります。

2 本サービス利用時の音声・通話品質は着信用回線の品質・電話機・設備に依存します。通話障害が発生した場合、契約者が一般固定電話サービスを契約している各通信事業者または、電話機・設備の保守業務を

行う電気通信工事会社へ連絡してください。

## 第6章 契約

### (契約の単位)

第13条 当社は、フリーコール電話番号毎に契約を締結します。

### (契約申込の方法)

第14条 本サービスの申込みをする場合は、当社所定の契約申込書、重要事項確認書、契約時確認事項として本人性確認書類(別紙6)を当社に提出していただきます。

2 契約者が未成年の場合、親権者の同意が必要になります。

3 当社に提出された本人性確認書類の内容と、契約者の現状が異なった場合(社名変更・転居・電話番号変更・名前変更など)、契約者は速やかにその旨を当社に連絡し、本人性確認書類を再提出していただきます。

4.法人契約の場合において、従業員など代表者以外が契約業務を担当する場合、担当者が正当な権限を持っていることの確認のため委任状が必要となります。

5.本人確認書類に記載されている住所に、取引関係文書を転送不要郵便にて送付し(法人の場合は、法人住所と取引担当者住所)、返送されなかった場合契約締結となります。

### (契約申込の承諾)

第15条 当社は申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ・当社への申告事項に虚偽があった場合。
- ・サービスを提供することが技術上著しく困難な場合。
- ・契約の申込みをした者がサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
- ・その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

### (利用契約の成立)

第16条 本サービスの利用契約は、当社が前条の申込を承諾した日、もしくは当社において利用登録が完了した日(以下「登録日」といいます)のいずれか早い日に成立するものとします。

2 当社は、登録日以降、本サービスの利用に必要なID登録、その他契約者が本サービスを提供するために必要な手続を行い、当該手続が完了次第契約者に対し、本サービスの開始日、開示を希望する場合にログインID等を通知するものとします。

### (契約内容の変更)

第17条 契約者は、第14条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第15条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (利用の一時中断)

第18条 本サービスは、利用を一時中断することはできません。中断される場合は解約処理となります。

#### (契約に係る利用権の譲渡)

第 19 条 契約に係る利用権(契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じ。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとする場合は、当事者が連名にて署名した当社所定の書面により当社へ請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により契約に係る利用権の譲渡の承認を求められた場合は、次の場合を除いて、これを承認します。

- ・アカウントを使用している場合は、そのアカウントに関する権利の譲渡に伴うものでない場合。
- ・契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一者とならない場合。
- ・契約に係る利用権を譲り受けようとする者が契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

4 契約に係る利用権の譲渡があった場合は、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務((基本料金の支払義務)の規定により、当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。)を承継します。

#### (契約者が行う契約の解除)

第 20 条 本サービス契約の解除しようとする場合、解約手続きを以下のいずれかにするか当社に連絡してください。

##### ・電話、メールによる契約解除手続き

必要事項を確認後、解約通知書を送付します。解約通知書の発送を持って、解約手続きの完了とします。解約通知書の内容に異議がある場合、通知書発行日より5営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以内にその旨連絡してください。連絡無い場合、いかなる理由であっても解約内容の変更取り消しはできません。

##### ・FAXによる契約解除手続き

解約申込書を送付いたしますので、ご記入押印の上返送してください。解約申込書が当社に届いた時点で解約手続きの完了とします。また、解約申込書の返送がない場合解約通知書を発送し、発送を持って解約手続きの完了とします。解約内容を変更取り消しする場合は、解約申込書返送日または解約通知書発行日より5営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以内にその旨連絡してください。連絡が無い場合、いかなる理由であっても解約内容の変更取り消しはできません。

#### (連帯保証契約)

第 21 条 当社は、契約者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合、連帯保証契約を求める場合があります。

#### (当社が行う契約の解除)

第 22 条 当社は、第 33 条(利用停止)の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合、および第 21 条(連帯保証契約)を締結しない場合、本サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 33 条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除することがあります。

3 当社は検察・警察・監督官庁等の公的機関から要請があった場合、本サービス契約を解除することがあります。

4 当社は、契約者が第 60 条(反社会的勢力の排除)に違反した場合、通知無く本サービス契約を解除することがあります。

5 当社は、契約者が自らまたは第三者をして以下の行為をした場合、通知無く本サービス契約を解除することがあります。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・脅迫的言辞または暴力行為
- ・風説を流布し、または偽計若しくは威力を用いて、当社信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為
- ・その他全項目に準ずる行為

6 当社は、前第 5 項に規定する場合のほか、次の場合、その契約を解除することがあります。

- ・利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があった場合。
- ・利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、サービス利用権の譲渡の承認の請求がない場合。
- ・接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知った場合。
- ・この契約等の各条項のいずれかに違反した場合。
- ・差押・仮差押・仮処分もしくは競売の申立を受け、または滞納処分を受けた場合。
- ・民事再生、会社整理または会社更生手続の開始申立もしくは破産の申立を受け、または自ら申立を成した場合。
- ・監督官庁から行政処分を受け、または営業を廃止した場合。
- ・相手方の振出または相手方引受の手形・小切手が不渡となった場合。
- ・解散したとき。
- ・相手方の名誉・失墜させ、もしくは相手方に重大な損害を与える、またはその虞がある場合。
- ・その他、契約者の資産・信用情報等に照らし、支払いが困難となった時、加えて過去の支払い状況に鑑み支払いが困難と当社が判断した場合。

7 当社は、契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者にそのことを通知しない場合があります。

## 第 7 章 他社からの切り替え契約(ナンバーポータビリティ)

### (番号移行)

第 23 条 本サービスに番号移行する番号は、通信事業者が別紙 3(番号移行相互可能通信事業者一覧)に記載のある通信事業者の取り扱いのものである必要があります。また、一部の番号は番号移行できない場合があります。

### (移行手続きの委託)

第 24 条 本サービスへ番号移行にて契約の場合、番号移行元の各通信事業者との手続き(利用休止、解約など)は当社が行います。

2 本サービスへの移行手続きにより、KDDI 株式会社との契約名義は当社の指定する名義人となります。

(名義人の同意)

第 25 条 他社通信事業者が提供する通話料金着信者払いサービスから切り替えて申し込みの場合は、当該通信事業者と契約を交わしている契約者(名義人)の同意が必要になります。

(利用開始日)

第 26 条 契約者は本サービスの利用開始日が、当社に申込書到着後 18 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以降であることを了承するものとします。

## 第 8 章 新規番号取得からの契約

(番号の予約)

第 27 条 本サービスを番号取得から契約する場合、番号の予約が必要となります。番号は当社が提示する番号枠からの選択いただき、予約は番号管理会社である KDDI 株式会社が保有する選択可能な番号一覧(別紙 4)以外からは選択できません。

(利用開始日)

第 28 条 本サービスの利用開始日は、当社に番号予約、申込書到着後、6 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以降となり、ネットワーク関連付帯サービス(別紙 5)を利用する場合は 7 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以降となります。

## 第 9 章 着信用回線の移転・変更

(当社への連絡)

第 29 条 本サービスの着信用回線である一般固定電話番号を移転、または別電話番号へ変更する場合は、当社への連絡と指定の書類を提出していただきます。

ただし、一般固定電話回線の電話番号が移転による変更を伴わない場合、着信設定はそのまま引き継がれます。

(変更完了日)

第 30 条 変更後の電話番号に着信可能になるのは、当社指定書類到着後 5 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以降です。

## 第 10 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 31 条 当社は、契約者から請求があった場合、料金表 4(付帯サービスに係る費用)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難な場合又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合、その付加機能を提供できないことがあります。



## 第 11 章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第 32 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- ・当社の交換設備の保守上、工事上又はサービスの品質確保のためやむを得ない場合。
- ・特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じ。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めた場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第 1 項に規定する場合のほか、本サービスに関する利用について、料金表に別段の定めがある場合、当社は、そのサービスの利用を中止することがあります。

### (利用停止)

第 33 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、2か月以内で当社が定める期間(本サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わない場合は、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止いたします。

- ・料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(料金その他の債務に係る債権について、第 47 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わない場合とします。)
- ・契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(料金その他の債務に係る債権について、第 47 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わない場合とします。)
- ・接続契約者回線をサービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めた場合。
- ・この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信機器等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をした場合。

2 当社は、契約者の契約申込み時の申告事項に虚偽が発覚した場合、本サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をする場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本サービスの利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 12 章 他社サービスへの移行

### (他社サービスへの移行)

第 34 条 契約者は本サービスを解約し、各通信事業者が提供する通話料金着信者払いに番号を移行する場合は、当社への連絡と当社指定変更依頼書を提出していただきます。その書類の到着を以って解約手続きの開始となり、解約まで 20 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以上かかります。

## 第13章 料金等

### (料金)

第35条 本サービスの料金は、基本料金、通話料金、手続きに係る費用、附帯サービスに係る費用、ユニバーサルサービス料とし、料金表1～5に定めるところによります。

また、追加する附帯サービス毎に、基本料金と登録料がかかります。

### (基本料金の支払義務)

第36条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)当日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表.1(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合の基本料金の支払いは、次によります。

- ・利用の一時中断をした場合は、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- ・利用中止・利用停止があった場合は、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- ・前号の規定によるほか、契約者は、第55条(責任の制限)の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

3 本サービスの利用開始月及び解約月は、基本料金を日割りした額の支払を要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

### (通話料金の支払義務)

第37条 契約者は、接続契約者回線等から契約者の契約した本サービス着信回線等へ行われた通話及び通信について、当社が測定した通話時間と料金表2(通話料金)の規定とに基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

2 契約者は、通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情がある場合、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

### (手続きに係る料金の支払義務)

第38条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合は、料金表3(手続きに係る料金)に規定する手続きに係る料金の支払いを要します。

ただし、設定の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその料金が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

### (附帯サービスに係る費用の支払義務)

第39条 契約者は、附帯サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合は、料金表4(附帯サービスに係る費用)に規定する附帯サービスに係る費用の支払いを要します。

ただし、設定の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその料金が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料)

第 40 条 契約者は、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービス制度により、当社が 1 契約番号毎に毎月請求する総務省が定める「ユニバーサルサービス料」の支払を要します。

(料金の計算等)

第 41 条 料金の計算方法は、料金表に定めるところによります。

(消費税の算出方法)

第 42 条 本サービスの料金に係る消費税は、税抜き額の合計から税率乗算し端数四捨五入いたします。

(料金の支払方法)

第 43 条 料金の支払い方法は、以下のいずれかとなります。

・ 口座振替

毎月 27 日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)に金融機関から自動振替。

・ 窓口支払

毎月 27 日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)までに金融機関窓口等でお支払い。

・ スマートピット支払(NTT インターネット株式会社運営)

毎月 27 日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)までに指定のコンビニエンスストアで支払い。

2 請求書を郵送などでの発送を希望される場合、料金表 6 に定める手数料が生じます。

(請求書の発行時期と支払期限)

第 44 条 当社は、請求書発行期間(概ね毎月 12 日から 16 日の間)に請求書を発行します。支払期限は、請求書が発行された月の 27 日までとなります。ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日が支払期限となります。

2 契約者は、請求に関わる書類の再発行を請求し承諾を受けた場合は、料金表 7 に規定する手数料の支払を要します。

## 第 14 章 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 45 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額の課税前料金。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により非課税とされている料金にあつては、その免れた額の 2 倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 46 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合には、本条に規定する年当たり

の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第15章 債権の譲渡

### (債権の譲渡)

第47条 契約者は、当社がこの約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

## 第16章 契約者の義務

### (契約者の地位の承継)

第48条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合は、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上の場合、そのうちの1人(接続契約者回線等(契約者回線を除きます。))に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

3 当社は、2の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継についての届出がない場合は、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

### (契約者の氏名等の変更の届出)

第49条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず当社に届出がない場合は、第22条(当社が行う契約の解除)及び第33条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があった場合、その届出のあった事実を証明する書類を当社へ提示していただきます。

### (ログインIDなどの管理)

第50条 契約者は、当社が契約者に割り当てるログインID、パスワード等(以下「ログインID等」といいます)の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者に対して割り当てたログインID等を、その家族、従業員その他当社が特に認める者(以下「関係者」といいます)が使用することを許諾することができるものとします。

3 契約者は、当社から割り当てられたログインID等を無断で貸与、賃貸をしてはならないものとします。

4 契約者は、当社から割り当てられたログインID等を売買、質入等をしてはならないものとします。

### (契約者の切分責任)

第 51 条 契約者は、本サービスを利用することができなくなった際、契約者自己の責任と負担において準備した通信環境及び機器等に故障不具合のないことを確認のうえ、当社にサービス回復の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合は、当社において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

## 第 17 章 当社の義務等

### (保守対応)

第 52 条 契約者が、本サービスの利用に関し、当社に対し、保守、修理、品質改善その他当社の対応を要請する場合、当社が事前に通知するサービス窓口ご連絡するものとします。この場合、契約者は当社担当者に対し、障害の状況や内容等について、当社が契約者の要請への対応を準備するために必要な情報を提供していただきます。

2 当社は、当社の判断により契約者の要請に対応する場合、サービス窓口担当者が契約者からの要請を受領してから 3 営業日(土・日・祝祭日・その他当社の定める休業日を除く)以内に、本サービスの利用に関する状況等を改善するため、以下のうち一つまたは複数の対応を講じます。

- ・電話、電子メールによる対応
- ・インターネット回線を利用した遠隔サポート対応
- ・当社技術担当者の訪問対応

3 前項の対応に要する費用は契約者の負担とし、別途定める金額を本約款の定めるところにより、利用料金等と合算してお支払いただきます。なお、当社の判断により、契約者に対して当該負担を求めないことができます。

### (契約者情報の保護)

第 53 条 契約者は、利用申込を行った際に当社が知り得た情報、又は本サービスを利用する過程において当社が知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合に限り当該情報を契約者の同意なく開示することを承諾するものとします。

- ・契約者が、個人情報(契約者の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールのアドレス等)の開示について同意した場合。
- ・当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した個人情報を、個人を識別若しくは特定できない態様にて開示する場合。
- ・裁判所の発する礼状その他裁判所の決定、命令又は法令により開示を求められた場合。
- ・検察・警察・監督官庁等の公的機関により、適法・適式な開示請求がなされた場合
- ・契約者が、本サービスで提携事業者の専用端末又はサービスを注文した際、その履行に必要な個人情報を、提携事業者に対して開示する場合。
- ・通知及び当社アンケート等の郵便物等を送付する場合
- ・当社が自己又は第三者のマーケティング、その他の目的でプロファイリング等の分析に使用する場合
- ・当社業務の一部を他社に委託する場合

2 本条に定めるほか、ユーザー情報の取扱については、別途当社が定める個人情報保護方針に従うものとします。

株式会社コスト削減グループ 個人情報保護方針

(信用情報の利用)

第 54 条 当社および当社グループ会社は、与信管理のため契約者の信用情報を相互に提供し、契約締結および継続の審査を行う場合があります。

グループ会社：株式会社 NEO コーポレーション

## 第 18 章 損害賠償

(責任の制限)

第 55 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社及びインフラ提供元である KDD 株式会社、又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信機器によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1 時間以上その状態が連続した場合に限り、本サービスの料金表 1(基本料金)に規定する基本料金を上限として、以下の区分に従い料金等の請求において減額します。

- ・1 時間以上 24 時間以下 基本料金 1 ヶ月分の 1/30
- ・25 時間以上 基本料金 1 ヶ月分の 2/30
- ・26 時間以上且つ日を 3 日跨いだ場合 基本料金 1 ヶ月分の 3/30

2 当社は本サービスを全く利用できない状態の場合、本サービスの基本料金以外の賠償責任を負わないものとします。

3 前 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第 56 条 契約者が、自己の責任と負担において準備した本サービスの着信用回線によって本サービスが利用できなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 本サービスの提供の遅滞、変更、中断若しくは終了、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者の損害について、本約款で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの内容、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

4 当社は、契約者が本サービスの利用により、第三者との間に生じた紛争並びに第三者から受けた被害等について、一切責任を負わないものとします。

5 当社は、契約者からの連絡遅れによって当社手続きの遅滞が発生した場合の契約者の業務的・金銭的な損害については一切責任を負わないものとします。

6 当社及び契約者は、自らの合理的な支配の及ばない状況(ウイルス等を含むサイバーテロ、火災、停電、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含む、しかしこれらに限定されない。)により金銭債務を除いた本サービス利用上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

(非保障)

第 57 条 当社は、契約者が本サービスを利用する目的への適合性等に関し、如何なる保証も行わないものとしします。

2 契約者は、本サービスを利用することに関し、契約者及びその事業に適用される法令、規則等への適合性をすべて自身で調査及び事前確認を行うものとし、当社は、なんらの保証も行わないものとしします。

3 当社は、契約者が準備した環境・機器の動作等すべてに関し、一切の保証をせず、またなんらの責任も負いません。

## 第 19 章 雑則

(承諾の限界)

第 58 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難な場合又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者回線番号の制限)

第 59 条 本サービスを提供するにあたり、本サービス開始と同時にその契約者回線番号の利用権はご契約者に移譲されます。利用権は以下の行為を含みます。

- ・契約者回線番号を広告媒体等(ポスター・看板・ホームページ等)で広く周知する。
- ・契約者回線番号を身分証明のために利用する。(名刺への記載、各種契約時の連絡先番号として書面に記載する等)

2 契約者が契約者回線番号の利用権を得た時点から、当社は該当番号の利用権を一時的に失効します。ただし以下のご契約者の意志に関わらず、利用権を当社に帰属させるものとしします。

- ・本サービスおよび当社の他サービスでの利用料金の支払いが滞った場合。
- ・本サービスを公序良俗に反する行為に利用し、当社が著しく不適当な利用方法と判断した場合。

(反社会的勢力の排除)

第 60 条 甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下のいずれにも該当しないことを確約するものとしします。

- ・自らまたは自らの役員(取締役、執行役、または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第 2 条第 6 号)、暴力団員で無くなった時から 5 年を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団等」という)であること。
- ・自らの行う事業が、暴力団等の支配を受けていると認められること
- ・自らの行う事業に関し、暴力団等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団等を従事させていると認められること。
- ・自らが暴力団等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

・本契約の履行が、暴力団等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

(法令に規定する事項)

第 61 条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法および裁判管轄)

第 62 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(実施時期)

本規約は、平成 29 年 8 月 29 日より実施します。



料金表1(基本料金)

区分	基本料金
ネオ・フリーコール S	1,600 円/月額
ネオ・フリーコール DX	2,600 円/月額

(税別)

※使用するフリーコール番号の桁数によって、基本料金が変わる場合があります。

詳しくは別紙4 選択可能な電話番号一覧表を参照ください。

料金表2(通話料金)

区分	着信先回線	通話料金	
		固定電話からの着信	携帯電話からの着信
ネオ・フリーコール S	KDDI 回線	7.5 円/3 分	16 円/1 分
	NTT 東西光電話		16 円/1 分
	その他の電話回線		18 円/1 分
ネオ・フリーコール DX	KDDI 回線	7.5 円/3 分	16 円/1 分
	NTT 東西光電話		16 円/1 分
	その他の電話回線		18 円/1 分

(税別)

料金表3(手続きに係る費用)

区分	初期費用	備考
ネオ・フリーコール S	2,000 円	ナンバーポータビリティの場合 1,000 円
ネオ・フリーコール DX	1,000 円	

(税別)

料金表4 附帯サービスに係る費用

附帯サービス名	ネオ・フリーコール S		ネオ・フリーコール DX	
	基本料金(月額)	登録料	基本料金(月額)	登録料
発信先通知	-	-	500 円	200 円
着信数限定	-	-	無料	無料
発信許可端末の設定	無料	無料	無料	無料
発信エリア限定	無料	無料	無料	無料
番号通知リクエスト	1,000 円	無料	1,000 円	無料
ユニバーサル			500 円	200 円
接続先案内			500 円	200 円
ファーストスケジュール	無料	無料	無料	無料
着信先分配	-	-	無料	無料
受付回線設定	-	-	無料	無料
待ち合わせ接続	-	-	500 円	200 円
待ち合わせ呼通知	-	-	500 円	200 円
話中無応答時アナウンス	-	-	無料	無料
発信エリア案内	無料	無料	無料	無料
ネットワークアナウンス	無料	無料	無料	無料
カスタマアナウンスライト	-	-	1,000 円	200 円
カスタマアナウンスレギュラー	-	-	3,000 円	500 円
ダイヤル番号通知	-	-	500 円	200 円
カスタマーコントロール	無料	無料	無料	無料
トラフィックデータ照会	-	-	無料	無料
トラフィックデータ速報	-	-	500 円	200 円
迷惑電話撃退(50 件)	1,000 円	無料	1,000 円	無料
迷惑電話撃退 スーパー(1,000 件)	-	-	30,000 円	無料
番号通知リクエスト	1,000 円	無料	1,000 円	無料

(税別)

料金表 5

削除

料金表 6(請求書発送に係る費用)

区分	1 請求書発行あたり
請求書発送手数料	200 円

(税別)

料金表 7(請求関連書類再発行に係る費用)

区分	1 発行あたり	備考
請求関連書類再発行手数料	200 円	請求書・スマートピットシートが対象

(税別)

別紙1 発信先接続対象サービス一覧(0120、0800 へ発信できる事業者・回線サービス)

事業者名称	回線サービス名称
NTT 東西	加入電話、INS（公衆電話を含む）/ひかり電話/法人向けひかり電話
KDDI	KDDI 光ダイレクト/KDDI 光ダイレクト over Powered Ethernet/ KDDI 光ダイレクト over Wide Area Virtual Switch/ KDDI メタルプラス（事業所用）/メタルプラス電話（家庭用）/ au ひかり 電話サービス /ケーブルプラス電話
ソフトバンクテレコム	クイックライン/おとくライン/ケーブルライン/ Yahoo! BB ADSL/ Yahoo! BB 光など
NTT コミュニケーションズ	Arcstar ダイレクト
NTT ドコモ	携帯・自動車電話
KDDI (au)	携帯・自動車電話
沖縄セルラー電話	携帯・自動車電話
ソフトバンクモバイル	携帯・自動車電話
イーモバイル	携帯・自動車電話
ウィルコム	PHS
ジュピターテレコムグループ	J:COM PHONE、J:COM PHONE-i、J:COM PHONE プラス
KVH	VoiceLINE
東北インテリジェント通信	トーク IP フォン・オフィス
フュージョン・コミュニケーションズ	IP ビジネスダイレクト（0AB～J）・(DTI: DTI ファンひかり/ エネルギアコム MEGA EGG IP ファンなどを含む)
中部テレコミュニケーション	CTC-ISDN サービス/CTC IP Centrex/コミュファ光電話
ケイ・オプティコム	eo 光電話/光電話オフィス
エネルギアコム	MEGA EGG 光電話
STNet	ピカラ光でんわ/お仕事ピカラ光でんわ
九州通信ネットワーク	ISDN サービス/BBIQ 光電話
アルテリア・ネットワークス	MEDIA IP PHONE
ZIP Telecom	0ABJ 電話サービス

※各社の「050 IP 電話」からネオ・フリーコールへの発信は規制されています。

※表中に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

別紙2 着信回線接続対象サービス一覧(着信回線として設定可能な事業者・回線サービス)

事業者名称	回線サービス名称
NTT 東西	加入電話、(ISDN 含む)
	ひかり電話/法人向けひかり電話
KDDI	ダイレクトライン/ルート KDDI/ KDDI 光ダイレクト/KDDI 光ダイレクト over Powered Ethernet/ KDDI 光ダイレクト over Wide Area Virtual Switch/ KDDI メタルプラス (事業所用) /メタルプラス電話 (家庭用)/ au ひかり 電話サービス /ケーブルプラス電話
ソフトバンクテレコム	クイックライン/おとくライン
	ケーブルライン/ Yahoo! BB ADSL/Yahoo! BB 光など
ジュピターテレコムグループ	J:COM PHONE、J:COM PHONE-i、J:COM PHONE プラス
ベライゾンジャパン	直収電話サービス
KVH	VoiceLINE
東北インテリジェント通信	トーク IP フォン・オフィス
中部テレコミュニケーション	CTC-ISDN サービス
	CTC IP Centrex/コミュファ光電話
ケイ・オプティコム	eo 光電話/光電話オフィス
エネギアコム	MEGA EGG 光電話
STNet	ピカラ光でんわ/お仕事ピカラ光でんわ
九州通信ネットワーク	ISDN サービス
	BBIQ 光電話
アルテリア・ネットワークス	MEDIA IP PHONE
ZIP Telecom	OABJ 電話サービス

※表中に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

別紙3 番号移行相互可能通信事業者一覧

事業者名称	回線サービス名称(代表的なサービス)
NTT 東西	フリーアクセス 等
NTT コミュニケーションズ	フリーダイヤル 等
KDDI	フリーコール 等
ソフトバンクテレコム	フリーコールスーパー 等
楽天コミュニケーションズ	フリーボイス 等
アルテリア・ネットワークス	フリーナンバー 等

別紙4 選択可能な電話番号一覧表

ネオ・フリーコール番号	桁数	基本料金(月額)		登録料	
		ネオ・フリーコール S	ネオ・フリーコール DX	ネオ・フリーコール S	ネオ・フリーコール DX
0077-75□□□	9 桁	-	8,000 円	-	
0077-78□□□□	10 桁	-	2,600 円	-	1,000 円
0120-911-□□□					
0120-914-□□□					
0120-921-□□□					
0120-922-□□□					
0120-923-□□□					
0120-924-□□□					
0120-925-□□□					
0120-926-□□□					
0120-929-□□□					
0120-933-□□□					
0120-944-□□□					
0120-959-□□□					
0120-977-□□□					
0120-983-□□□					
0120-984-□□□					
0120-985-□□□					
0120-988-□□□					
0120-993-□□□					
0120-994-□□□					
0120-995-□□□					
0120-996-□□□					
0800-080-□□□□	11 桁	1,600 円		2,000 円	
0800-123-□□□□					
0800-300-□□□□					
0800-500-□□□□					
0800-700-□□□□					

上記価格に消費税は含まれておりません。(別途消費税がかかります。)

## 別紙 5 ネットワーク関連付帯サービス

付帯サービス名	ネオ・フリーコール S での 利用可否	ネオ・フリーコール DX での 利用可否
ファーストスケジュール/受付先変更	○	○
発信エリア限定	○	○
着信数限定	-	○
コマンドルーティング	-	○
ユニバーサル	-	○
着信先分配	-	○
受付回線設定	-	○
待ち合わせ接続	-	○
広域転送	-	○
話中無応答時アナウンス	-	○
着信先分配	-	○
迷惑電話撃退(50 件)	○	○
迷惑電話撃退 スーパー(1,000 件)	○	○
番号通知リクエスト	○	○

別紙 6 契約時確認事項

株式会社コスト削減グループでは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、契約時に以下の項目を確認させていただきます。ご理解とご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

【個人名義でご契約されるお客様】

<確認事項>

- (1)代表者の氏名、住所、生年月日
- (2)ご契約目的
- (3)代表者のご職業
- (4)担当者の氏名、住所、生年月日
- (5)担当者が契約を行う事由

<必要書類>

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 代表者の氏名、住所、生年月日	以下のいずれかの本人性確認書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転経歴証明書（表・裏）</li> <li>・ パスポート※住所の記載が必要です。</li> <li>・ 住民基本台帳カード（写真付）</li> <li>・ 各種年金手帳</li> <li>・ 各種福祉手帳</li> <li>・ 各種健康保険証※住所の記載が必要です。</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 契約に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書</li> <li>・ 官公庁から発行、発給された書類</li> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 住民票の記載事項証明書</li> <li>・ 印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）</li> <li>・ 戸籍謄本、抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）</li> </ul>
(2) 職業	必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。
(3) 契約目的	
(4) 担当者の氏名、住所、生年月日	(1) の代表者の必要書類と同じです。 ※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。
(5) 担当者が契約を行う事由 自社のために契約を行うことが確認できる書類。	・ 委任状



	<p>※代表者が担当者に、契約業務を委託していることを証明する必要があります。</p> <p>※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。</p>
--	---

※上記書類に記載されている住所と、現住所が異なる場合補助書類として下記書類のいずれかが必要となります。

- ・ 納税証明書
- ・ 電気・ガス・水道などの公共料金領収証（発行日から6ヶ月以内で現住所が記載されているもの）
- ・ 社会保険料領収書

【法人名義でご契約されるお客様】

＜確認事項＞

- (1) 名称、本店または主たる事業所の所在地
- (2) 担当者の氏名、住所、生年月日
- (3) 担当者が契約を行う事由
- (4) 事業内容
- (5) 契約目的
- (6) 議決権保有比率が25%超の方、および該当する方の氏名、住所、生年月日

＜必要書類＞

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 名称、本店または主たる事業所の所在地	<p>以下のいずれかの本人性確認書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）</li> </ul>
(2) 担当者の氏名、住所、生年月日	<p>上記、個人名義で契約される場合に記載されている必要書類と同じです。</p>
(3) 担当者が契約を行う事由 自社のために契約を行うことが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委任状</li> </ul> <p>※代表者が担当者に、契約業務を委託していることを証明する必要があります。</p> <p>※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。</p>
(4) 事業内容	<p>以下のいずれかの書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 定款など</li> </ul>
(5) 契約目的	<p>必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。</p>
(6) 議決権保有比率が25%超の方、および該当する方の氏名、住所、生年月日	<p>（登記事項証明書をご提出の方は、登記事項証明書にて確認させていただきます。）</p>

※上記書類に記載されている住所と、現住所が異なる場合補助書類として下記書類のいずれかが必要となります。

- ・ 納税証明書
- ・ 電気・ガス・水道などの公共料金領収証（発行日から6ヶ月以内で現住所が記載されているもの）
- ・ 社会保険料領収書

#### 【ご注意事項】

- ・ 本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りません。
- ・ ご契約時確認ができない場合、当社サービスをご契約いただくことはできません。
- ・ 既にお取引時確認手続を済ませられたお客さまにつきましては、本人確認書類やその他確認書類をご提示いただく場合があります。また、当社にお届けいただいている氏名・住所等に変更がある場合には、再度本人確認書類等をご提出いただきます。ご提出を拒否される場合は、現在のご契約を解除させていただく場合があります。
- ・ 本人特定事項、お取引目的、職業／事業内容、実質的支配者等の情報を偽ることや、他人になりすまして契約を行うことは、犯罪収益移転防止法により禁じられております。契約中にもかかわらず、前述の内容について虚偽の報告またはなりすましが発覚した場合は、当社は予告なく利用停止並びに契約の解除を行います。
- ・ ご契約後、本人確認書類に記載の住所へ、『お申込受付内容のご確認』の書面を転送不要郵便にて郵送いたします。当社へ書面の返却があった場合、「犯罪収益移転防止法」が定める住居の確認が完了しないため、新たな本人確認書類のご提示・送付または、該当のご契約をお断りする場合がありますので予めご了承願います。